

雇入れ時農作業安全研修会実施規則

制定：令和7年2月14日

(目的)

第1条 公益社団法人日本農業法人協会（以下、「この法人」という。）が、「雇入れ時農作業安全研修会」（以下「研修会」という。）の実施にあたり必要な事項を定め、研修会の適正かつ円滑な実施を図ることを目的に制定する。

(研修会の種類並びに内容)

第2条 研修会の内容及び対象者は、次の通りとする。

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
 - ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
 - ③作業手順に関すること
 - ④作業開始時の点検に関すること
 - ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
 - ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関すること
 - ⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること
 - ⑧上記のほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 対象者は、農業経営を行う個人及び法人が新たに採用した従業員（外国人技能実習生及び特定技能外国人（以下、「外国人材」という。）を含む）

(研修の方法と研修時間)

第3条 講義形式（座学）で実施する。必要に応じてWEBを活用した研修を行う。研修時間は概ね4時間とする。

(研修会の開催方法)

第4条 研修会については、合同研修会と個別研修会に分け開催する。

- 2 個別研修会とは、監理団体等（地方自治体・JA・各種農業団体・登録支援機関等を含む、以下同じ）が受講者を取りまとめ（概ね10人以上）、監理団体等が希望する日時・会場（以下、「日時等」という。）・方法（対面またはWEB）において開催する研修会をいう。監理団体等は原則、希望する日時等の1ヶ月以上前にこの法人に申し込むものとする。
- 3 合同研修会とは、この法人が指定する日時にWEBを利用して開催する研修会をいう。この法人は、当該ホームページ等により、原則として研修会開催日の1ヶ月以上前に開催情報を公開する。研修会の受講を希望する監理団体等又は従業員を受講させようとする農業者等はこの法人が指定する複数の日時から希望する日時を選択し参加を申し込むものとする。

(研修会の研修費)

第5条 研修費は、受講者1人当たり10,000円（税別）とする。

- 2 この法人の会員が雇い入れる者は、1人当たり8,000円（税別）とする。
- 3 対面で個別研修会を開催する場合は、旅費を請求する場合がある（原則として関東地方は無償。その他の地方は距離や受講人数等により調整し決定する）。
- 4 研修費は、この法人が指定する期日までに振込み送金により支払う。振込みにあたっては、申込者（個別研修会にあつては監理団体等、合同研修会にあつては監理団体等または農業者等）が受講者の研修費をとりまとめ、一括して振込むことを原則とする。
- 5 振込手数料については、送金者が負担する。

（申し込み）

第6条 研修会の受講を希望する場合は、別紙1の「雇入れ時農作業安全研修会申込書」により、この法人あてに申し込むものとする。

（開催にかかる経費等）

第7条 対面で個別研修会を開催する際の会場費については、監理団体等が負担する。WEBを利用する個別研修については、会場費は発生しない。

- 2 外国人材が研修会に参加する場合、監理団体等が通訳を手配し、その費用は監理団体等が負担するものとする。
- 3 通訳は端末側でのみ通訳することとし、WEB上での通訳は禁止する。

（研修会の延期と中止）

第8条 次の項目に該当する場合、この法人又は講師の判断により研修会を中止または延期する。

- ①監理団体等から申し出があった場合。
- ②天災等のやむを得ない事情により、講師の移動が困難な場合。
- ③受講者の態度等が不真面目で、研修会の進行に著しい支障をきたす場合。

（研修費の返還とキャンセル料）

第9条 研修会が中止となった場合の研修費の取り扱いは次のとおりとする。

- ①監理団体等から研修会開催日の2営業日以上前に中止の申し出があった場合、研修費から返還に要する振込手数料と、中止の申し出があった時点ですでに発生していた費用を差引いた金額を返還する。
- ②監理団体等から研修会開催日当日または1営業日前に中止の申し出があった場合、研修費はキャンセル料として取り扱い、返還はしない。
- ③監理団体等から研修会開催日の2営業日以上前に延期の申し出があった場合、延期に係る費用は請求しない。
- ④監理団体等から研修会開催日当日または1営業日前に延期の申し出があった場合、この法人から監理団体等へ別途必要経費を請求する場合がある。
- ⑤第8条②に該当し、この法人が研修会の開催日時を変更した場合、日時変更に係る費用等は請求しない。同様に、中止を決定した場合、研修費の全額から返還に要する振込手数料を差引いた金額を返還する。
- ⑥第8条の③に該当する場合、研修費は返還しない。

- 2 キャンセル料は、受講予定者数の多寡に関係なく当該研修会に係る費用の全額とする。なお、監理団体等もしくは受講者の重大な過失によりこの法人に著しい損害が生じた場合、その損害に応じた額を別途請求する場合がある。

(受講証明書の発行)

第10条 この法人は、研修会を良好な成績で修了した者に対し受講証明書を発行する。

- 2 受講証明書の再発行を希望する場合は、再発行手数料として、1件1,000円(税別)を徴する。振込確認後、受講証明書を送付する。

- 3 再発行にあたり、この法人に過失がある場合(氏名の表記ミス等)は再発行手数料を徴しない。

(免責)

第11条 本研修会は、新規に雇入れた者等に行う雇入れ時教育を補完するために実施するものであり、実際の農作業等も雇用者の責任のもと実施されるべきものである。そのため、研修会を受講した者に農作業事故等が発生しても、この法人は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、専務理事が定める。

以上